

平成28年第24回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年12月16日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第65号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第66号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第67号 平成28年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について

4 報告

(1) 教育長報告

平成28年第四回練馬区議会定例会提出議案について

旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置に向けた保護者および地域説明会について

平成29年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

練馬区立幼稚園保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について

第3次練馬区立小中学校における食育推進計画（案）について

平成28年度秋の運動会の組体操に関わるけがの状況等について

ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について

認可保育所保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について

地域型保育事業の保育料改定について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について

平成28年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

平成28年度スキー移動教室の実施について

練馬区学校ICT環境整備計画（案）の策定について

指定管理者の指定について

練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）運営事業者の決定について

新公共施設予約システムの運用開始について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 4時47分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭

同	副参事（教育政策特命担当）	金 木 圭 一
同	学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同	光が丘図書館長	桑 原 修
同	子ども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同	こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同	保育課長	三 浦 康 彰
同	保育計画調整課長	近 野 建 一
同	青少年課長	加 藤 信 良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから、平成28年第24回教育委員会定例会を開催する。

案件に入る前に、本日の審議環境について、説明をさせていただく。本日の会議については、傍聴を希望される方が多数いらしている。先着順で傍聴希望者の受付を行い、18名の方がこの教育委員会室において傍聴している。また、定員を超えた場合に備え、控室を用意し、この会議室での審議の様子を音声として放送している。適切な審議環境を守るため、会場を広くすることはできないが、より多くの方に陳情審査の様子をお伝えするため、控室での音声放送という形で事務局として設定をさせていただいた。

各委員に異存がなければ、このまま進めさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、このまま審議を進める。

案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案が3件、陳情11件、協議2件、教育長報告17件である。

本日は、前回の定例会からの積み残しの案件も多数あるので、理事者におかれては、簡潔な説明を行うよう、進行に協力をよろしくをお願いをする。

- (1) 議案第65号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第66号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第67号 平成28年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

教育長

初めに、議案である。議案(1)議案第65号、練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則。では、この議案について、資料1が出ているので、事務局より説明をお願いする。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

もう既に話をさせていただいている1歳児1年保育に係る具体的な職員の配置のあり方についての規則制定について、議案として、出させていただいた。質問、意見があったらお出しいただきたい。いかがか。よろしいか。

それでは、議案第65号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第65号については「承認」とする。

次の議案である。(2)議案第66号、練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則。資料2が出ているので、事務局から説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

関町図書館は、これも既に報告しているように、今現在、改修を行っている最中である。改修後、今まではなかったが、新しく会議室を設けるということで、規則の中に会議室を盛り込みたいと説明があった。よろしいか。何か質問はあるか。よろしいか。

それでは、議案第66号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第66号については「承認」とさせていただく。

次の議案である。議案(3)議案第67号、平成28年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について。資料3が出ている。説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

毎年の点検・評価に関する有識者の候補ということで3名の名前が事務局から報告された。意見、質問があったらお出しいただきたい。いかがか。よろしいか。

それでは、議案の第67号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第67号については「承認」とさせていただく。この3名の方にお願
いする。ありがとう。

以上で、議案を終了する。

- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害
等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

教育長

つぎに陳情案件である。

本日は、(11)平成28年陳情第1号、光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、
併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情について、審議を行
いたい。

これまで、この教育委員会の場において、さまざまな意見や質問をいただき、検討を
重ねてきた。本日は、陳情本文に記載された陳情の要旨および趣旨の各項目に従って意
見や質問をいただく形で進めたいと思うので、よろしく願います。

それでは、各委員から意見、質問をお願いする。いかがか。

陳情はお手元にあるだろうか。よろしく願います。外松委員、どうぞ。

外松委員

私は、陳情の趣旨の表面の下の段のほうだが、小規模校になった光が丘第四中学校の
中でも、生徒たちは、普段の学習や学校行事など、精いっぱい頑張っていると聞くとい
う、こここのところだが、過日、光が丘第四中学校に伺う機会があった。副校長先生から
いろいろと学校の現状等の話を伺った。生徒たちは、光が丘第四中学校と、それから、
すぐ隣の光が丘秋の陽小学校と連携をしていて、そして、非常に日ごろから、学校行
事などを通して、小学生に対してもアピールをしたり、そして、また、光が丘第四中
学校にも足を運んでもらったりなど、また、土曜日や日曜日に地域で行事があると、光が
丘第四中学校の生徒たちは地域の行事にも出向いて行って、いろいろとアピールをして
いる。だが、では、いざ入学の時期になってふたをあけると、近くの光が丘秋の陽小
学校の生徒たちは、それほどは入学してこない。そして、なかなか新1年生の数も少ない
ことがこのところ続いているのだと、そのような話を伺った。努力をしているが、ほ
んとうに厳しい現実なのだと感じた。

また、生徒が少ないので、それに比例して、先生方もやはりどうしても人数が少なくな
っている。だから、講師の先生もかなりいて、もちろん正規の先生方も、いろいろな
校内の役職なども複数抱え、そして、日ごろの教育活動にも尽力しているが、先生方も
あまりにも少ない教育環境は生徒にとってあまりよい教育環境ではないという認識を持

っていると、そのようなことも伺った。

また、少ない人数の中で日々の学校教育、学校運営に当たっている教職員の方たちのことを思うと、これ以上の負担を強いるということは少し酷であり、学校としては、もう少し機能する、よい教育環境に整えていく必要があるのではないかと、伺ってみてそのように感じた。

教育長

今の外松委員の発言について、事務局から何かコメントはあるか。

教育指導課長

今、委員から話があったように、光が丘第四中学校、近隣の光が丘秋の陽小学校、それから、光が丘第八小学校との連携を強化して、何とか生徒数増加ということで取り組んでいただいている。また、光が丘第四中学校のPTAを中心とする保護者の方々も、自分たちの学校にぜひとも入学を、ということで努力を継続していただいている。そのことは、教育委員会としても十分に承知している。しかし、残念ながら、生徒数、入学者数の増加に結びつかないという現状がある。

この場でも繰り返し申し上げているが、今年度、4学級になってしまったことを契機として、こうした教育委員会の場での話し合いにもなっているのだが、我々としては、確かに小規模校でのよさは当然ある。先生たちと生徒たちが、関係が近く、また何でも言い合えるという雰囲気も目の当たりにしている。しかしながら、よりよい教育環境を提供できるのであれば、我々は一定の時期に判断をしなくてはいけないと考えて、このような骨子案の提案をしている。

教育長

ほかにいかがだろうか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

ほとんど同じなのだが、私も光が丘第四中学校を訪ねて、ほんとうに学校のロケーションというか、建て方というか、ほんとうに理想的な素敵な学校だと思った。そこをあえて選んで、少人数でもよいと思って入っていた生徒、家族も、この学校にどれだけ哀惜の念があるかということもほんとうによくわかる。それでも、あえて私は、やはり教育というものはもうほんとうに今、時間がほんとうに今であって、後からなど、後戻りはできない時間だ。特に今入っている皆さんがふさわしい教育を受け、それから、たくさんの中で仲間をもって学校教育を受けられるという環境がもし許されるなら、そのようなものに入れてあげたいという思いもする。

それから、先生方は、ほんとうに幾つもの役割を担い、子供たちへの責任を持ち、東奔西走している様子も拝見した。どの学校でも少しいろいろな研究課題を持ち、先生方は切磋琢磨し、研究発表し、私たちは随分体験させていただいたが、そのような機会もほとんどない、研修に出かけたり、あるいは研究課題を持って取り組むということもなかなか難しい状況などを伺うと、やはりある程度の時間が、時期が必要だと思った。そ

れで、今回の陳情は、ほんとうに皆さんの思いをすくいとれないことを非常に残念に思うが、時期は必要かと思う。

教育長

ほかはいかがだろうか。長島委員、どうぞ。

長島委員

私も、外松委員と坂口委員と同様に、学校に、光が丘第四中学校を訪問させていただいた際に、副校長先生から伺ったことが非常に印象的で、かなり先生としての仕事が難しいという状況を聞いて、何度かこの場でも、教育委員会でも質問させていただいたが、人数は学校の生徒の数で決まっているということもあって、非常にこの状況を続けていくことは、先生にとっても、子供たちにとっても決してよい状況ではないのではないかと、ということが一番感じた。

それと、陳情にある学校選択制についてだが、私の子供は中学三年生でまだ中学校に通っているのだが、私の子供は学区の中学校に入ったが、やはり学校選択制、部活のことを考えたり、子供たちに自分のやりたいことを選択できる自由を与えるという意味では、非常に選択制はありがたいと思っているし、そう思っている保護者も多いのではないかと思う。もちろん選択制が原因で光が丘第四中学校に行くはずだった子供が行かなかったこともあるのだが、これはもう私の主観だが、全体のことを考えるとやはり子供が自分で選択できるという学校選択制については、非常に欠かせないものではないかと今回のことも通して感じた。

あと、特別支援学級についても、正直、光が丘第四中学校になればなくならなかったかもしれないのだが、当然、光が丘第四中学校にあるからには、閉校に向かった場合はなくなることも、もちろん経済的な問題もあると思うが、やむを得ないのではないかと考えて、また今後、それを前提に、それを補っていけるような方向性で考えていくべきだと感じている。

教育長

今あった通級学級についてはどうなのか。学務課長、お願いする。

学務課長

まず、特別支援学級の設置ということについて、説明をさせていただきたい。特別支援学級の設置については、学校教育法の第81条というところに規定があって、その第2項の中で小学校、中学校には特別支援学級を置くことができるということになっていて、特別支援学級は学校の中に設置するものと法で定められている。したがって、学校そのものが閉校ということになれば、学級を設置することはできないということになるので、閉校と同時に閉級することは自然なことと捉えている。

それから、今回の光が丘第四中学校にある情緒障害等の通級指導学級とその対象者の今後ということになるが、まず、現在通っている生徒たちは全て、3年生の末まで、つまり卒業するまで移転等をする事なく、指導を受けることはできるということについ

ては、これまでも説明したとおりである。また、情緒障害等の通級指導学級については、現在、小学校で情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に置きかえるということを進めている。これは、方法としては、他校通級を行っていたものを自校通級という仕組みに変えて、同じような教育を行っていくということになる。そして、小学校が終わった後には、中学校についても、同様に、全ての学校でこの特別な指導が受けられるようにしていきたいと考えている。

現在の目途だが、小学校が今年から3年度間をかけて全校に設置をし、その後、中学校についても設置を行うと考えていて、現在のところ、平成31年度に中学校でも特別支援教室を設置していきたいと思っている。

したがって、光が丘第四中学校に関しては、通級学級があるところが閉校になるということはあるが、その後も、情緒障害等通級指導学級の対象となるような情緒的な課題のある子供たちに対する指導については、引き続き全ての学校で受けられるように行っていきたいと考えているし、その教育内容についてはさらに充実を図っていきたいと考えている。

教育長

ほかに、いかがか。安藏委員、どうぞ。

安藏委員

私も、今それぞれ委員が話されたように考えている。まず学校選択制の件についても、私は、去年、一定の再考で結論を出したが、その前に、検討委員会にも一時、在籍していて、その中で、どちらかというとも私も選択制に反対の考え方だったが、やはり保護者の皆さんなど、いろいろな意見を聞くと、完全にそれを否定するのは無理なのかなというところは思っていて、子供たちが風評被害など、いろいろな面で動いたときの歯どめというものは非常に難しいということを感じている。また、選択制がもしなかったとしても、実際は8条申請で、ほとんどの保護者はそれに対応して動くという現実もあって、学校選択制か8条申請か、その差はどれくらいあるのかと考えたときに、それほど大きな問題ではないということも把握した。

だから、そのような面では、やはりある学校にどうしてもしわ寄せが来てしまうということは、現実的にその地域の子供たちが少ないということが大きな問題であって、もしこの光が丘第四中学校の問題でなくても、またほかのところでも同じような問題にはなってくるということだと思う。とにかく学校で子供たちの様子も拝見してきたが、やはりあれだけの大きい施設の中で、子供たちはほんとうに少なく、よい意味では伸び伸びと過ごしている状況ということはあるが、やはりお互いに競争原理が働く環境ではないなということも一部、思った。やはりクラブ活動に関しても、その学校で思うように活動ができないという現実も見たり、やはり教職員の先生方も、人材の人数の限界もあるので、そういったことを総合的に考えたときには、やはりここで結論を出さなければならぬのかなというところを思った。

教育長

4人の方から意見をいただいた。そのほかはいかがか。外松委員、どうぞ。

外松委員

少し伺いたいのだが、先ほどよつば学級の特別支援教育のことを説明していただいた。流れだと平成31年度から在籍校で巡回の指導が受けられるということだが、この陳情の2ページ目の下段だが、下から6行目あたりで、よつば学級に通っている子供たちの思春期の複雑な心理もあり、不登校の生徒が自校の「教室」では、支援を受けることが難しいと陳情でうたわれている。これに対しては、31年度から何か策を考えているのか。

学務課長

情緒障害等通級指導学級の対象となる生徒の中で、小学校と中学校で違いがあるという点について、陳情の中でも触れられている。陳情に書かれているように、中学生は思春期に当たることから、他の生徒の目が気になるということは当然想定されると、私もも考えている。そして、この指導を受ける体制について、生徒自身がどのように捉えるかということについては、生徒ごとに差があると、私どもとしては思っている。具体的には、在籍校で受ける場合には、ほかの生徒の目が気になって、抵抗があるという生徒と、その一方で、現在の中学校の情緒通級等の指導学級にあるように、遠い他校に通って行って指導を受ける、それは時間もかかり少し大変だと、自校の中にあっただほうが便利だという2つの考え方がある。そして、実際に現在の光が丘第四中学校のよつば学級にも現在、校内で、自分の学校にいてこの通級教室に通っている生徒が2名いる。捉え方はさまざまだと言うことができると思う。

こうしたことから、まず制度として、現在の他校へ通級する指導学級について、これから練馬区は、特別支援教室ということで自校で通級指導を受けるということを考えているが、その中に、生徒の中にやはり自校で受けることについて抵抗のある生徒はいると思う。その場合の対応としては、練馬区としては、全ての学校で巡回の指導を、自校で受けることができるようになるので、一番近い隣の学校で他校通級をして受けることが可能になるので、そのような配慮を行っていきたいと考えている。

外松委員

わかった。

教育長

外松委員、よろしいか。

外松委員

はい。ありがとう。

教育長

ほかに何か意見はあるか。長島委員、どうぞ。

長島委員

光が丘第四中学校の閉校後の対応方針について、もう一度、確認させていただけるか。

教育施策課長

対応方針については、現1年生が卒業する30年度末まで存続させること、また、31年度以降だが、光が丘第四中学校の通学区域を光が丘第三中学校の学区へ編入すること、現1・2年生が転校する場合は希望校への転校について配慮すること、生徒・保護者、さまざまなグループ相談に応じるため、早急に心の触れ合い相談員の加配など、専門家や講師の派遣により教育相談体制を充実すること、教員がより生徒と向き合う時間をつくり、きめ細かな学習指導を行うため、学力向上支援講師、部活動外部指導員など、指導の体制を充実すること、現1・2年生で転校を希望する生徒の学用品の公費負担を行うこと、ただし対象については、今後、別途検討が必要だと考えている。そのほか、光が丘第四中学校を希望する新1年生については、在学中に閉校となり、転校が必要となる旨を丁寧に説明すること、光が丘第四中学校の通学区域の新1年生が光が丘第三中学校を選択する場合は抽選扱いとしないこと、光が丘第四中学校と光が丘第三中学校以外を希望する場合は抽選扱いとするが、当選しなかった場合であっても、個別の事情について配慮すること、中学校の選択制度については、平成27年6月に改善策をまとめ、改善に向けた取組を行っている。今後も課題を整理しながら、よりよい制度に努めること、これらに対応方針案として出している。

長島委員

ありがとう。

教育長

光が丘第四中学校の関係については、議会でも何回か議論をしていただいた。その議会での様子を少し説明してもらえるか。

教育施策課長

議会では、光が丘第四中学校について、これまで9月12日、10月12日、11月22日と報告させていただき、その中でいろいろ質問をいただいて、答弁をさせていただいている。主な意見として一部、紹介させていただくと、例えば、生徒数は少ないながらも、活気に満ちあふれ、仲間とのつながりを大切にしている学校という光が丘第四中学校の学校経営方針があって、このような経営方針で運営を早くから取り組んでいれば、このような結果にならなかったのではないかという意見や、または、国、文部科学省では手引を出しており、適正配置にかかわる課題の解決については、行政が一方的に行うものではなく、現在の保護者や、将来の保護者、地域住民からの理解、協力を得ることが必要であるといった意見を受けている。そのほかには、光が丘第四中学校の関係については、学校選択制はおかしいという意見を子供たちも上げており、この制度の見

直しについて行うべきではないかという、陳情にも書いてあったような趣旨の質問もあった。

そのほかにも、保護者の意見を聞いて、最初の方針案から随分と意見に基づいた修正を行ったと感じている。閉校になることに関しては、心情的には十分に理解ができるが、その上で閉校を判断することは、区としてもつらい決断であったと思う。

そのほかにも、反対意見がある中で賛成意見を言うことは難しい。反対意見が多いという意見のみを鵜呑みにすることもできないのではないかと。このような意見が出ている。

教育長

そのような状況の中で、先ほど安藏委員から、そろそろ陳情の結論を出すべきではないかという話もいただいた。各委員それぞれの意見をお出しいただいたので、私も教育長としての意見を出させていたいただきたい。

私としては、光が丘第四中学校の現状や将来予測を見ると、どんなに学校が今後、努力をしても、限界がもう明らかだ。私は、中学校の単学級ということは、小学校のそれ以上に学校教育上の問題が大きいと考えている。これはよく言われていることだが、学校は集団生活を通して子供の豊かな人間性や、社会性を育てる場だ。今後ともそれらの機会を与え続けることが難しい以上、むしろ速やかに判断することが重要だと私は考えている。

この間、保護者、地域には8回にわたり意見を聞いてきた。その結果、当初案での閉校時期を1年延期したわけである。私としては、2年後の閉校は早過ぎるとは考えていない。速やかに方向性を出して実施することがむしろ一番、子供たちの負担を少なくすると考えている。確かに在校生や学校のOBの皆さん、保護者、そして、地域の皆さんにとって、学校が閉校になるということは寂しくてつらいことだと思う。私のところにも、PTAの役員の皆さん、そして、OBの方が要望書を持って来られた。要望書については、既に教育委員の皆様には渡していると思うが、ただ教育委員会としては、やはり将来の子供たちに良好な教育環境を保障する責任がある。教育行政をあずかる立場として、今回、一定の判断をせざるを得ないと私としては考えている。

今後はしかるべき手続きを経て、区長に改正条例案の議会への提出をお願いすることになると思うので、議会の議決をもって光が丘第四中学校の閉校は決定するわけである。

お諮りをしたいのだが、この陳情については、この間、何回かに分けて資料も請求していただき、説明をさせていただいた。そろそろ結論を出すべき段階ではなからうかと思っているが、この点について何か意見があればお出しをいただきたい。

いかがか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

今の教育長の話で、ほんとうに時期が来ていると私も思うので、今日の陳情についての決議ということは当然の時期だと思う。賛成だ。

教育長

ほかに、特に意見がなければ、決をとらせていただいてよろしいか。外松委員、どう

ぞ。

外松委員

先ほど申し上げたとおり、現状を鑑みると、子供たちのよりよい教育環境、また、先生方のよりよい指導の環境、それがまた地域のためになるのかなと思う。断腸の思いであるが、閉校せざるを得ないのではないかと考える。

教育長

ほかによろしいか。長島委員、どうぞ。

長島委員

私としては、閉校後、先ほど対応方針にあったことを着実に行っていただいて、現在通学されている光が丘第四中学校の子供たちと保護者の方にはできるだけフォローしていただきたいと思う。

教育長

安藏委員、特によろしいか。先ほどおっしゃっていただいたことでよろしいか。

安藏委員

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。各委員の発言、そして、また、私の考えは先ほど申し上げさせていただいた。この陳情の趣旨には沿いがたいという意見が大勢であったと考えている。したがって、この陳情については「不採択」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、平成28年度陳情第1号については「不採択」とする。

なお、事務局に申し上げるが、今、長島委員からもあったように、閉校までの期間においては子供たちに最善の教育を行うよう最大限の努力を行うよう、私からもぜひよろしく願います。そのことを申し上げて、この陳情の審査は終わらせていただく。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する

- 陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
 - (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
 - (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
 - (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
 - (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
 - (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
 - (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次の陳情案件である。

継続審議中の陳情のうち、他の10件については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 光が丘第四中学校の適正配置について

教育長

次に協議案件である。協議の(1)平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

次の協議案件である。協議（２）光が丘第四中学校の適正配置についてである。先ほど陳情の不採択を決定したので、改めて光が丘第四中学校の今後の方向性をここで確認させていただきたい。今後は、この問題については、協議案件として案件表にしばらく掲げ、状況に応じて教育委員会で協議できるようにしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。今日は、その最初として事務局が作成した対応方針が資料として出ているので、改めて説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

確認するが、今、出された対応方針は、これまで教育委員会で協議してきた対応方針案と同じものということでよいか。

教育施策課長

本日、資料4でお示ししている対応方針については、これまで示してきた対応方針案と内容は同じものである。

教育長

何か意見、質問はあるか。よろしいか。

では、この対応方針のもとに、今後、事務手続きを進めることを教育委員会として確認したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、今後はこの対応方針の内容に従って進めていくこととする。事務局は状況に応じて教育委員会に資料等を提出し、本件について教育委員会での協議が進むようよろしく願います。

それでは、協議案件を終わる。

(1) 教育長報告

平成28年第四回練馬区議会定例会提出議案について

旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置に向けた保護者および地域説明会につ

いて

平成29年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について
練馬区立幼稚園保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について
第3次練馬区立小中学校における食育推進計画(案)について
平成28年度秋の運動会の組体操に関わるけがの状況等について
ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について
認可保育所保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について
地域型保育事業の保育料改定について
「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について
平成28年第4回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
平成28年度スキー移動教室の実施について
練馬区学校ICT環境整備計画(案)の策定について
指定管理者の指定について
練馬区放課後児童等の広場(民間学童保育)運営事業者の決定について
新公共施設予約システムの運用開始について
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は17件、報告をする。冒頭でも申し上げたが、本日は前回の定例会からの積み残しの案件も多数あるので、理事者におかれては簡潔な説明を行うよう、進行に協力をお願いする。

それでは、報告の1番と4番、8番、9番である。これについては前回、12月2日に開催された第23回の教育委員会定例会において資料説明のみを行った。前回の定例会では、質疑は終わらなかったため、本日は報告の1番、9番に関する質疑から行いたい。順番としては、報告1番の資料、これは前回の12月2日の委員会の資料2に当たるが、この各項目の順番に沿って、それぞれ関連する資料の質疑もあわせて行いたい。

まず、練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例についてである。この案件は、練馬区立幼稚園保育料見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について、前回の資料6だが、これと関連する内容であるため、あわせて各委員の意見、質問を受ける。まず区立幼稚園のほうだ。いかがか。どうぞ、安藏委員。

安藏委員

ここでの適切な質問になるかどうかかわからないが、今回、保育料改定ということで、保育園のほうも行うと、資料としてはあるが、ほかのところ、市町村、地区と比較したときに、練馬区は非常に低額であるということが載っていて、今回、その上げ幅が非常に大きい。その反響がすごくあるのではないかと思う。この価格をこれまで19年度からだから、10年間、全く手つかずの状況で来たということで、その辺が大きく問題視

されている部分もあるのではないかと思いますので、できれば、その時期、時期で、大きく増額するのではなくて、適時、年に合わせて変えていくのが妥当ではないのかと少し感じました。

教育長

すまない。今は保育園ではなく幼稚園の案件なので、19年ではなくて、10年ぐらいか、今のところは、保育園のほうはまた後から出てくる。今、安蔵委員のおっしゃったことは同じことが言えると思うので、意見として伺わせていただく。

ほかはいかがか。区立幼稚園の保育料の関係であるが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に、練馬区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例である。この案件は、次の練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と関連する内容であるため、あわせて各委員の意見、質問をいただきたい。これも前回、説明させていただいて、同じようなことなのだが、条例の一部を改正する。これは条文の改正に伴って変わっただけなので、内容が変わるわけではない。

外松委員

よろしいかと思う。

教育長

よろしいか。

外松委員

はい。条文の改正に伴うことなので。

教育長

では、そのようにさせていただく。

次に移る。次は、先ほど安蔵委員から少し話が出ていた練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例についてである。この案件は、認可保育所保育料の見直し案へ寄せられた意見と区の考え方について、あるいは地域型保育事業の保育料改定についてと関連する内容であるので、あわせて各委員に意見、質問をお聞きする。ここについては、先ほど安蔵委員から話をいただいたように、19年ぶりに上げたということなので、あまり間をあけるべきではないのではないかという意見があった。

これについては、何かあるか。

保育課長

19年間、上げてこなかったということはある。今回の改正によって、保育園運営費全体に対する保育料収入の割合、財源率と呼んでいるが、これが今まで9.5%だったものが10.8%になると試算している。23区平均が12.5%という数字が1つあって、ここまで一気に引き上げ、持っていくのはやはり厳しいと考え、このような案にさせていただいた。ちなみに、直近の、昨年の決算数値をもとに算出した最新の財源率を見ると、実は9.2%まで下がってしまっているという現状もある。

以上を踏まえて、今後も引き続き見直しについては検討していきたいと考えている。なお、見直しに当たっては、財源率12.5%を1つの指標として、そのほかの社会状況などを考慮して行っていきたいと考えている。

教育長

部長、どうぞ。

こども家庭部長

引き上げの件については、ただいま保育課長が申し上げたとおりである。私どもとしては、この19年間、改定をしなかったということだが、保育所の運営委託等を行うことによって、延長保育等の区民サービスの向上を図りながらも、経費の抑制をすることを行ってきた。もはやそのような経費の抑制だけでは、なかなか立ち行かない状況になってきたことが1点。

それから、こども家庭費についての予算は年々増えてきていて、平成21年度の決算と平成26年度の決算を比べると150億円も増えている。その中の6割、90億円が保育園関係の予算となっている。やはり幼稚園、保育園、それから在宅で子供を育てるという、様々な保育や子育ての形態がある中で、保育園にだけ財政的なエネルギーが集中しているという状態も一方である。私どもは、今回、この保育料の改定を行うとともに、それによって3億円ほどの毎年増収が見込まれる。それについては、保育園の待機児童解消等の今後の取組についても活用するとともに、保育所の処遇改善や、私立幼稚園への入園料補助の増額などに活用していくことにして、さまざまな保育形態を保護者が選べる状況を合わせて作り出していきたいと思っている。

ただいま保育課長が申し上げたように、今後は定期的な見直しを行いながら、保護者負担の均衡もあわせて図っていきたいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に、これも説明が終わっているものだが、練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、意見、質問があれば、お出しいただき

たい。

外松委員

勧告に基づいているので、結構である。

教育長

これも人事委員会勧告に基づいた措置であるので、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、これはここまでとする。

以上は、前回、説明をしたが、質問、質疑をいただかなかった件であった。これからは前回のときにまだ説明を終わっていない部分を報告する。前回12月2日の教育委員会の案件のうち、報告の2番、前回配付した資料4について説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の適正配置に関して、説明会の様子を報告させていただいた。何か質問、意見はあるか。外松委員、どうぞ。

外松委員

申し上げるまでもないと思うが、特に小竹小学校の学区の方たちは、なぜ自分の小学校がという思いがたぶん強いのではないかとと思われるので、できる限り皆さんの意見をとにかくまずは伺い、あと細かいことはまたこれから後となると思うので、小竹小学校は小竹町1つの町会からできている学校なので、ほんとうに地域の皆さんの学校への愛情の深さというものが、私もたびたび伺って、今までにもとても感じている。だから、今はまず皆さんの思いをお聞きするようになるのかなと思うので、どうぞよろしく願います。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

たぶんこの学区の皆さんは、小中一貫校に関するイメージは全く持たないで、いきなりそうなるということに対して、たくさんのどうなるのだろう、どういうことなのだろう、その理解から始まるのではないかと思った。そういうことで、質問がとても多く

入っているようなので、やはり先に小中一貫の教育を行っている学校の検証も欲しいなど書いてあるが、それを皆さんに、地域の方に説得というか、納得していただくような方法をこれからしていくのかなと思う。

この時間的には5、6年、7、8年先になるのだろうか。それで新しい校舎になり、小中一貫校になるということはかなりの時間を経るわけだから、そこは丁寧に地域の地元の理解をもらってやっていただきたいと思う。

教育長

どうぞ、部長。

教育振興部長

地域の説明会では、今まさに外松委員、坂口委員がおっしゃったところがポイントとしてたくさん意見をいただいた。今回、12月、初めて来週行が、そのような地域に、なぜ私どもがこのような提案をさせていただいたかということを中心に説明をさせていただくということと、小中一貫教育校のイメージというのか、小中一貫教育校をつくって、このような教育に取り組んでいきたいということが伝わるように説明をしていきたいと思っている。

また、そこでいろいろやり取りさせていただいて、その上でまた地域の皆さんの意見を踏まえつつ、私どもの考えもお伝えしながら、これは進めていきたいと思っている。

外松委員

続けてよろしいか。

教育長

どうぞ、外松委員。

外松委員

練馬区以外の例えば品川区などは、わりと小中一貫教育が結構進んでいる。だから、先ほど坂口委員もおっしゃっていたような、小中一貫とはどうなるのだろうかというイメージを持っていただくのに、品川区に限らないが、他区の例でよい例があったら、映像等も含めお示しいただくと、少しイメージも持ちやすくなるのかなと、そのように思うので、よろしく願います。

教育長

どうぞ、副参事。

副参事

今いただいた他区や市の事例については、例えば行事を9年間、9年生まで一緒に行っている学校もあれば、大泉桜学園のように、4年、そして、後期の5年以上で分けている学校も他区市の事例ではある。そのあたりの事例についても、まず、本区の大泉桜

学園の写真等を活用しながら、丁寧に説明をしたい。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかいかがか。これについては、来週また説明会があるということなので、適宜、当委員会に報告をさせていただき、その際、また様々な意見を頂戴できればと思っている。よろしく願います。

それでは、次の報告、3番。これは前回、配付した資料5をご用意いただきたい。平成29年度の中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について。学務課長、願います。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

何か質問、意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。それでは、前回の報告の4番はもう終わったので、前回の報告の5番である。前回の資料7をご用意いただきたい。教育指導課長、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

第3次の食育推進計画の案ができたということで、報告をするものである。今、説明があったが、何か質問、意見はあるか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

学校でいろいろな教育にいろいろな要求があるのだが、今度は食育、生きる基本だから、食べることに様々な子供たちへの学習をしなくてはならないというのだが、当然のような形で、ありとあらゆる要求があることをここで知った。生活習慣病の予防も、もう子供のときから取り組もうと、それは、例えばよく太ると言われるファット食品というものを食べ過ぎないなど、そのような教育につながるのかなと思うし、食品ロスはもう今、社会の大きな問題なので、残飯がどんどん出ても平気な子供たちに育たな

いようになど、そのようなことにもとても配慮がされているということをもっとこの手引でよくわかった。

私はもう一つ、例えば地域の食品、練馬区の例えば練馬大根を使った食品など、食事をよく使われているようだが、このような学校現場にそれを作っている方、農家の方が、これはこのおじさんとおばさんがつくったイチゴだよとか、大根だよとか、そのような形の紹介も楽しいと思った。

それから、もう一つ、共食を特に取り上げてくださったので、非常にそうだと納得できる。家族だけ、家族でとることを推進するとあるが、これができない子供たちがどれだけ多いか。それが地域の子供、それから、地域のおじさん、おばさんと食べる体験というのは非常に活気があり、そのような場面を今、私は経験しているので、このことをぜひ、一緒に食べるとどんなに楽しいかということについての体験は取り組んでほしいと特に思う。

それで15ページの地域の農家等との連携した食農体験の推進とある。このときに、そのような現場の方とお会いできる、あるいはそのような方が教室にも来てくださるといふことの可能性が広がるとよいと思う。どうぞこの第3次の食育推進計画が非常に生かされることを願っている。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。長島委員、どうぞ。

長島委員

坂口委員や外松委員と全く同じだが、食育は、あえて伝えていかなければいけないものだと思うので、非常にすばらしいと思う。

外松委員

今、お二人の方が話されたように、食育の計画は、実際にも進めているわけだが、学校現場でやっただけで、ほんとうにすばらしいと思う。栄養職員の先生や担任の先生、それから、中学校では教科の先生等がこのような計画をもとに、子供たちに教育をしてくださっているのだと思う。私も同じように、15ページのこの地域の農家等と連携した食農体験の推進ということに関して、ほんとうに最近では両親がそろっていなかったり、または両親がいらしても、食に関心が薄かったりする。そのような家庭も多々ある。ほんとうに学校教育の中で、子供たちにこのような教育を、体験の教育をしていただくということがほんとうに貴重なよい経験になって、それが多分、将来の暮らし方に触発を与えることができるのではないかと思う。とても大切な体験だと思う。現場では、いろいろ連携しなくてはならなくて、苦労も多いと思うが、ぜひ進めていただきたいことだと感じている。

教育長

各学校ではどのようにこれを活用するのか。具体的にはどのように周知しているのか。

教育指導課長

まず、1月の合同校長会、それから、副校長会において、こちらの案を示して、学校に意見を求めるのと同時に周知を図る。

それから、今年度中に確定して、新年度から第3次の計画に従って、各校の食育の推進に努めていきたいと考えている。具体的には、各校に食育推進リーダーという教員が指名されているので、その教員が中心になって各校の実情に応じて、この計画の具体化に努めていく。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

その食育推進リーダーというものは、栄養士や、給食を担当する方とは別なのか。

教育指導課長

正規の教員が指名されている。

教育長

よろしいだろうか。どうぞ。

坂口委員

どうぞそのリーダーが非常にリーダーシップを持ってそのテーマに取り組んでいただければと思う。多分、給食を担当される方との話し合いもたくさんあると思う。

教育長

ほかいかがだろうか。次に行ってよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、前回の資料8について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

組体操の事故、骨折事故について報告があった。これについてはいかがか。意見、質問はあるか。安藏委員、どうぞ。

安藏委員

今年、対応してきたと思うが、昨年と比べたときに事故の件数はどうか。

教育指導課長

件数的にはほぼ同数と言える。

外松委員

ただいまの件だが、内容的にはいかがか。

教育指導課長

本日の報告にもあるが、例えば3段ピラミッドでの骨折では、技はきちんと終了したのだが、土台の子供が立ち上がろうとしてバランスを崩し、自分の右足に体重が載って骨折ということがあったり、また、補助倒立の場合にも、足が十分に上がらずに、足が地面に戻ってきて、そこで左足の薬指を打って軟骨骨折という状況にある。だから、技の途中と言えは途中なのだが、自損というのだろうか、技が必ずしも原因ではない骨折が今年は春も秋もあったという印象はある。

教育長

よろしいか。

外松委員

ありがとう。状況が大変よくわかった。また、この報告も、補足もあったりして、大変に指導が丁寧に行われている中で起きたこのような骨折なのだということも、十分伝わってきた。骨折は骨折なのだが、大事に至るような骨折ではなくて、少しほっとしている。

教育長

ほかは、いかがだろうか。次に行ってよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の報告7番について、前回の配付資料の9であるが、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

毎年恒例の小中一貫教育フォーラムを1月20日に開催するというお知らせであった。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に、報告の8番と9番は先に質疑をしていただいた。したがって、報告の10番、前回配付資料の資料12について説明をお願いする。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

6月の段階では15人の居住実態を把握できない児童がいたのだが、11月1日現在ではゼロだと判明したという報告であった。何か質問、意見があったら、お寄せいただきたい。外松委員、どうぞ。

外松委員

感想だが、今、説明していただいて、そのように早朝や夜間の訪問などをなさって、多分1回では済まなくて、何回もそうされたのだろうと思うが、そのような努力をしていただいて、こうしてちゃんとゼロ人になったということで、ほんとうにご苦労さまである。ありがとう。

教育長

ありがとう。ほかにはいかがか。よろしいか。

それでは、前回の定例会の積み残しの案件は以上で終わった。

これからは、本日新たに提出された報告案件について順次進めていきたい。

それでは、本日の案件表の報告の11番、資料5をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

議会の一般質問の要旨ということで、これも恒例だが、報告をさせていただいた。何か質問や意見があったらいただきたい。いかがか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

1ページ目の家庭教育支援のことで、質問の中に、訪問型家庭教育支援にまでは踏み込んでいないということがあったが、今の、先ほどの不明児童に対しても訪問したり、夜間や早朝にいらしたりなど、そのように問題解決をしていることもわかる。でも、訪

問型家庭教育支援というものはなかなか、迎えられるのかどうかには非常に難しい問題があり、それを支援ということに対しての困難さはあるかと思う。このような質問があることも、やはり困難家庭がある。それから、行くと目の行き届かないところがないか、問題があるのではないかと調べることは大事なことがあるかと思う。

今の答弁の中の終わりのほうだが、教育委員会は、教育部門と子育て部門を一元的に担っていると書いてある。その中に、私がやはり思うのは、保健相談所や保育園がそのような事情も非常によく家庭の中の内容をつかんでいたりするから、そことの連携というものもやはり大事ではないかと思った。

教育長

全くそのとおりだと思う。そのような趣旨で答えている。ありがとう。
ほかにはいかがか。よろしいか。外松委員、何かあるか。よろしいか。どうぞ。

外松委員

それでは、4ページの一番下のいじめ対策のところから、5ページの答弁に係るところだが、今日ここでいうよりも、やはり質問に挙がっているように、いじめというものは、どうしても起きてしまうことが多々あるかと思うので、特に早期の、早い発見、そして、早い対応、それが必要だと思う。ここでも教育長がそのように答えているが、これもまた、今後、委員会ではいろいろと対応していかなければいけないと感じた。

教育長

その他のいじめの対策について、何かあれば報告してもらえるか。

教育指導課長

指摘をいただいたとおり、我々も学校も、いじめはどの学校にも起こり得る、どの学級でも起こり得るという考え方で対応している。まずは、いじめを発生させない風土づくりというか、土壌づくりがあり、さらに、いじめを早期に発見する体制、アンテナづくり、そして、早期に対応する組織づくりといったところを継続して、学校と連携しながら整えている。また、いじめ等対応支援チームというものを組織しており、つい先日も第2回を行ったところだが、学識経験者、また心理、学校関係者、小P連、中P連の方々からも意見をいただきながら、いじめの対応について充実を図っている。

教育長

ほかにはいかがか。外松委員、どうぞ。

外松委員

9ページから10ページにかけて、保育園の委託について、委託だと職員の離職率が高く、安定した運営ができないということがここには言われているが、現状はいかがか。

保育計画調整課長

今回の定例会でも、保育園の委託については、質問をいただき答えたところだ。10月21日、当教育委員会においても、公共施設等総合管理計画の素案を出させていただき、おおむね10年の方向性ということで、おおむね10年で、20園の委託について報告を出させていだいた。

それで、私どもはこれまで、今、委員がおっしゃるような委託に関して20園、実施をしてきた。いずれの委託園も、委託のサービスの充実ならびにこれまでの園の保育の水準の確保、そうしたことをやりながら運営の効率化を図ってきて、どの園に関しても、保護者等のアンケートを見ると高い評価をいただいている。

いただいた質問に関しては、当然、委託だから、運営事業者の運営になるというところでは、その運営事業者が、関係者、職員に対して状況を聞きながら、やはり本人の事情、結婚や出産など、あるいは家族の介護の関係というところを聞きながら、どうしてもやむを得ない場合に離職するようなケースはあると聞いている。

ただ、やはりどの事業者も、長く職員には継続して働いていただくという努力はしている。それは、園長が中心となってその体制づくりをしながら、各職員の意見を聞くといったようなこともあるし、当然、組織として研修を行ったり、そのような話をやりながら、継続して働いていただけるような体制づくりを行い、区としても、そのために最大限の支援をするということで、キャリアアップ補助等々の国等の補助金も使いながら支援を行っている状況である。そのような意味でいくと、離職率が高いということは、何を基準にしているかということになるかと思うが、私どもとしては、いずれにしても、保育の質を確保しながら、サービス拡充にこれまで委託してやってきたと考えている。

外松委員

わかった。私も、今説明にあったように、委託の保育園の保護者に対してのアンケートを拝見した。ほんとうに高い評価を得ているのだなと認識している。また、区民や議員の方にも、きっとだんだんにそのようなことがわかっていただけるのかなと今の説明を伺っていて感じた。

教育長

ほかはいかがか。たくさん今回も説明していただいた、資料は、またお読みいただいて、個別にもしこれはどのようなことかということも含めて質問があったら、事務局にお寄せいただきたい。先へ進めさせていただく。

それでは、次は、報告の12番、今日、配付の資料6について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

スキー移動教室を今年も行うということであるが、いかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。

ここでお諮りをしたいのだが、実は次のICTの環境整備計画に関する案件は、説明をするとそこそこ時間がかかってしまい、おそらく質疑をさせていただくの少し中途半端かと思っている。この後、予定のある委員もおられるようなので、今日のところは、その他の報告だけを行い、残った案件については次回にまわさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。では、その他の報告をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件についてはよろしいか。

それでは、そのほかに事務局から何かあるか。特にないか。

事務局

特にない。

教育長

委員の皆様から何か、その他としてあるか。よろしいか。

それでは、以上で第24回教育委員会定例会を終了する。